

# 大分県報

令和三年  
第一七四号  
一月十九日

（火曜日）

## 目次

### 告示

知事が所管する公の施設の指定管理者の指定（四件）	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	二
大規模小売店舗に係る公示（二件）	五
解除予定保安林	七
漁港漁場整備法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定（二件）	七
大分県漁港管理条例による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定（二件）	七
道路区域の変更	八
道路の供用開始	八
津久見都市計画臨港地区の変更	八
都市計画事業の事業計画の変更認可	九
選挙管理委員会告示	九
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	九
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	一一
政治資金規正法による政治団体の解散の届出の受理及び公表	一二
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	一二
監査公表	一二
監査結果に基づき講じた措置公表	一三

### 告示

大分県告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公

の施設の指定管理者を次のとおり指定した。  
令和三年一月十九日

大分県知事 広瀬勝貞

公の施設の名称	指定管理者	期間	指定年月日
大分県社会福祉介護研修センター	大分市大津町二丁目一番四十一号 社会福祉法人大分県社会福祉協議会 会長 草野俊介	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで	令和二年十二月二十三日
大分県母子・父子福祉センター	大分市大津町二丁目一番四十一号 一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会 理事長 千原千佐子	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで	令和二年十二月二十三日
大分県聴覚障害者センター	大分市大津町一丁目九番五号 社会福祉法人大分県聴覚障害者協会 理事長 西村務	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで	令和二年十二月二十三日
大分県身体障害者福祉センター	大分市大津町二丁目一番四十一号 社会福祉法人大分県社会福祉協議会 会長 草野俊介	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで	令和二年十二月二十三日

#### 大分県告示第四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年一月十九日

大分県知事 広瀬勝貞

公の施設の名称	指定管理者	期間	指定年月日
大分県告示第三十九号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公		

令和三年一月十九日

大分県報（告示）

大分県長者原園地	玖珠郡九重町大字松木四千二百六十四番地の一 有限会社吉武建設 代表取締役 吉武勝広	令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで	令和二年十二月二十二日
おおいた動物愛護センター(ドッグラン及び多目的広場)	大分市大字廻栖野三千二百三十一番地 九州乳業株式会社 代表取締役 檜垣周作	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで	令和二年十二月二十二日

大分県告示第四十一号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。  
 令和三年一月十九日  
 大分県知事 広瀬勝貞

公の施設の名称	指定管理者	期間	指定年月日
大分農業文化公園 大分県都市農村交流研修館	大分市舞鶴町一丁目四番十五号 公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 光長伸彦	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで	令和二年十二月二十三日
大分県林業研修所	大分市花園二丁目六番四十六号 公益財団法人森林ネットおおいた 理事長 重本悟	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで	令和二年十二月二十三日

大分県告示第四十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。  
 令和三年一月十九日

公の施設の名称	指定管理者	期間	指定年月日
別府港北浜ヨットハーバー	山口県宇部市港町一丁目十三番五号 株式会社ササキコーポレーション 代表取締役 佐々木勝吉	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで	令和二年十二月二十三日
ハーモニーパーク	東京都多摩市落合一丁目三十一番地 株式会社サンリオエンターテイメント 代表取締役社長 小巻亜矢	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで	令和二年十二月二十三日

大分県告示第四十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。  
 なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
 令和三年一月十九日  
 大分県知事 広瀬勝貞

一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
 東京都千代田区霞が関三丁目三番二号 新霞が関ビル三階  
 株式会社アマネク  
 代表取締役 安達 禎文
- 特定事業場の所在地及び名称  
 別府市駅前本町八百三十番一 他二十六筆  
 (仮称) アマネク別府ホテル
- 設置される特定施設の種類  
 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の三

使用時間 間隔	使用開始 予定年月日	工事完成 予定年月日	工事着手 予定年月日	種 類	汚水の 汚染 状態 の 値										項目	汚水等 の一日 当たりの 量	使用の 季節的 変動	一日 当たりの 使用時間	使用 時間 間隔	使用開始 予定年月日	工事完成 予定年月日	工事着手 予定年月日	種 類	能力								
					大腸菌 群数	りん 含有 量	窒素 含有 量	浮遊 物質 量	化学的 酸素 要求 量	生物 化学 的酸 素要 求量	水素 イ オン 濃 度	単 位	単 位	通常 の 値											最 大 の 値							
					個 /cm <sup>3</sup>	mg /l	mg /l	mg /l	mg /l	mg /l	mg /l	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	五・八 八・六											五・八 八・六							
間欠	令三・一〇・一〇	令三・九・三〇	令三・三・一	洗濯施設	〇	五	三〇	二五〇	一五〇	三〇〇	五・八 八・六	通常 の 値	通常 の 値	なし	六時間	間欠	令三・一〇・一〇	令三・九・三〇	令三・三・一	ちゅう 房施設	四四八 調理食 /日											
					〇	一〇	四〇	三〇〇	一八〇	三五〇	五・八 八・六	最 大 の 値	最 大 の 値																			
使用時間 間隔	使用開始 予定年月日	工事完成 予定年月日	工事着手 予定年月日	種 類	汚水の 汚染 状態 の 値										項目	汚水等 の一日 当たりの 量	使用の 季節的 変動	一日 当たりの 使用時間	使用 時間 間隔	使用開始 予定年月日	工事完成 予定年月日	工事着手 予定年月日	種 類	能力								
③	②	①	令三・一〇・一〇	令三・九・三〇	令三・三・一	⑥	⑤	④	③	②	①	大腸菌 群数	りん 含有 量	窒素 含有 量	浮遊 物質 量	化学的 酸素 要求 量	生物 化学 的酸 素要 求量	水素 イ オン 濃 度	単 位	m <sup>3</sup> /日	単 位	通常 の 値	最 大 の 値	なし	六時間	間欠	令三・一〇・一〇	令三・九・三〇	令三・三・一	入浴施設	二八基	
間欠						一五・九〇m <sup>3</sup> /基	〇・三三m <sup>3</sup> /基	〇・三七m <sup>3</sup> /基	〇・三一m <sup>3</sup> /基	〇・四六m <sup>3</sup> /基	〇・七二m <sup>3</sup> /基	〇	五	三〇	九〇	七〇	一一〇	五・八 八・六	通常 の 値	二・二	通常 の 値	最 大 の 値	三・三									
						二八基	三三基	二基	一二一基	八基		〇	一〇	四〇	一〇〇	八〇	一二〇	五・八 八・六	最 大 の 値	三・三	最 大 の 値											

令和三年一月十九日

大分県報(告示)

工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力	種類	汚水等の汚染状態の値							項目	汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間											
				大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度					単位	単位									
				個/cm <sup>3</sup>	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l					個/cm <sup>3</sup>	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	m <sup>3</sup> /日	単位		
令三・九・三〇	令三・三・一	② 〇・九 m <sup>3</sup> /基 一基	① 六・四八 m <sup>3</sup> /基 二基	入浴施設	三、〇〇〇以下	五	三〇	九〇	七〇	一一〇	五・八〇八・六	通常の値	⑥ 四〇・四	⑤ 一五・九	④ 七・三	③ 七・三	② 七・三	① 七・三	通常の値	最大の値	なし	一三時間	⑥ 六時～二〇時、一五時～二四時	⑤	④
					三、〇〇〇以下	一〇	四〇	一〇〇	八〇	一二〇	五・八〇八・六	最大の値	七一・八	七九・一	一一	一一	一一	一一	最大の値	最大の値					

  

汚水等の汚染	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	一日当たりの排出水量	排水口名	汚水等の汚染状態の値							汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用開始予定年月日					
								大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度					項目	単位	単位		
								個/cm <sup>3</sup>	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l					個/cm <sup>3</sup>	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
汚染	一五	一〇	一〇	五・八〇八・六	通常の値	五五・三	排水口 No.2	三、〇〇〇以下	二	二〇	一五	一〇	一〇	五・八〇八・六	通常の値	② 三・三	① 一三	通常の値	最大の値	なし	一三時間	六時～二〇時、一五時～二四時	令三・一〇・一〇
汚染	二〇	一二	一五	五・八〇八・六	最大の値	一九八・六	排水口 No.2	三、〇〇〇以下	三	二二	二〇	一二	一五	五・八〇八・六	最大の値	五	二八・六	最大の値	最大の値				

4 汚水等の処理の方法  
設置される特定施設から排出される汚水は、公共下水道へ放流する。  
5 排出水の量及び汚染状態の値

状態 の値	含有量		大腸菌群数 個/cm <sup>3</sup>	縦覧期間
	mg/l	mg/l		
縦覧期間	二〇	二二	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以下
縦覧場所	二	三	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以下
大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所				
<p>大分県告示第四十四号</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。</p> <p>令和三年一月十九日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>				
<p>一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）マックスバリュ奥田店 大分市奥田明碓一丁目六十七番一 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 （一）大規模小売店舗を設置する者 イオン九州株式会社 代表取締役 柴 田 祐 司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号 （二）大規模小売店舗において小売業を行う者 イオン九州株式会社 代表取締役 柴 田 祐 司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号</p> <p>3 大規模小売店舗の新設をする日 令和三年八月二十九日</p>				
<p>4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千九十三平方メートル</p> <p>5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 （一）駐車場の位置及び収容台数 建物南側 七十五台 駐輪場の位置及び収容台数 駐輪場No.一 建物南東側 二十四台 駐輪場No.二 建物南西側 三十六台 合計 六十台 （二）駐輪場の位置及び収容台数 駐輪場No.一 建物南東側 二十四台 駐輪場No.二 建物南西側 三十六台 合計 六十台 （三）荷さばき施設の位置及び面積 荷さばき施設No.一 建物西側 四十五・五平方メートル 荷さばき施設No.二 建物東側 三十一・五平方メートル 合計 七十七平方メートル （四）廃棄物等の保管施設の位置及び容量 廃棄物等保管施設No.一 建物内西側 二・二八立方メートル 廃棄物等保管施設No.二 建物内西側 二・八五立方メートル 合計 五・一三立方メートル</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 （一）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間 （二）来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間 （三）駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三箇所 出入口No.一、二、三 店舗敷地東側及び南西側 （四）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間</p> <p>二 届出年月日 令和二年十二月二十八日</p> <p>三 関係書類の縦覧</p> <p>1 縦覧場所 大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課</p> <p>2 縦覧期間</p>				

令和三年一月十九日

大分県報（告示）

四 その他

令和三年一月十九日から同年五月十九日まで

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年五月十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。  
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ 日田天領水の里店

日田市大字庄手字鰻谷六百六十一 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ナフコ

代表取締役 石 田 卓 巳

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目六番十号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ナフコ

代表取締役 石 田 卓 巳

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目六番十号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年八月二十二日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六千六百二十平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

建物南側 百二十四台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

建物南西側 二十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

建物西側 五十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物西側 二十九・四一立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前七時

閉店時刻 午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三箇所 全体敷地北側、東側、南側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後八時まで

二 届出年月日

令和二年十二月二十一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

2 縦覧期間

令和三年一月十九日から同年五月十九日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年五月十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四十六号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和三年一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 解除予定保安林の所在場所  
別府市大字別府字向ヶ平四三七一番二〇（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「別の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに別府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四十七号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

漁港名 亀川漁港	放置等禁止区域 漁港区域（別図に示す区域）	放置等禁止物件	
		陸 域 船舶、はしご、浮棧橋、ブイ（浮標）	水 域 漁船を除く船舶、はしご、浮棧橋、ブイ（浮標）

（「別の図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県東部振興局に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四十八号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

漁港名 佐賀関漁港	放置等禁止区域 漁港区域（別図に示す区域）	放置等禁止物件	
		陸 域 船舶、はしご、浮棧橋、ブイ（浮標）	水 域 漁船を除く船舶、はしご、浮棧橋、ブイ（浮標）

（「別の図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県中部振興局に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四十九号

大分県漁港管理条例（昭和三十三年大分県条例第四十二号）第十一条第一項の規定により、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

漁 港 名 亀川漁港	許 可 施 設 指定施設四―二けい船護岸二号内番号五一から五五までで示された区域（別図に示す区域） 指定施設二―東防波堤内番号一〇一から一〇五までで示された区域（別図に示す区域）
---------------	---

（「別の図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県東部振興局に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第五十号

大分県漁港管理条例(昭和三十三年大分県条例第四十二号) 第十一条第一項の規定により、甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年一月十九日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

漁 港 名	許 可 施 設
佐賀関漁港	指定施設八一十〇〇〇〇物揚場内番号四八〇から四九二までで示された区域(別図に示す区域) 指定施設一〇九〇〇〇〇岸壁内番号一から一三までで示された区域(別図に示す区域) 指定施設一二〇田中防波堤内番号三五一から三六四までで示された区域(別図に示す区域) 指定施設一三三幸ノ浦防波堤内番号二一から二四までで示された区域(別図に示す区域) 指定施設一五四〇〇〇〇物揚場内番号五一から五六までで示された区域(別図に示す区域) 指定施設二五四物揚場内番号六一から六五までで示された区域(別図に示す区域)

(「別図」は省略し、大分県農林水産部漁港漁村整備課及び大分県中部振興局に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和三年一月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和三年一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
豊後大野市三重町市場字			メートル	メートル	上記A

県道三重停車場線		
豊後大野市三重町市場字高市一七一番七から豊後大野市三重町赤嶺字西方下二九二三番二地先まで	前	沖ノ田五〇一番二から豊後大野市三重町赤嶺字西方下二九二三番二地先まで
豊後大野市三重町市場字高市一七一番七から豊後大野市三重町赤嶺字西方下二九二三番二地先まで	後	
	B	A
	二〇・〇 六・二	一四・五 八・〇
	三九六・一	三九七・〇
		及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

大分県告示第五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和三年一月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和三年一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道日田玖珠線	日田市大字羽田字入美二九〇一番一から日田市大字羽田字入美二九〇〇番一まで	令三・一・一九

大分県告示第五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり津久見都市計画臨港地区を変更した。  
 令和三年一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
			メートル	メートル	上記A



<p>一 都市計画の種類</p> <p>津久見都市計画臨港地区</p> <p>二 都市計画の変更に係る事項</p>	<p>名 称</p>	<p>位 置</p>	<p>面 積</p>	<p>概 要</p>
	<p>津久見港臨港地区</p>	<p>津久見市徳浦宮町、合ノ元町、入船東町、セメント町、港町、中央町、高洲町、大字堅浦字太田津留及び字門田、大字徳浦字浦野前並びに大字千怒字千怒崎、字カバガ浦、字旭及び字牛ヶ浦の各一部</p>	<p>約四七・八 ヘクタール</p>	<p>一部区域の変更</p>

一 都市計画の種類

津久見都市計画臨港地区

二 都市計画の変更に係る事項

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

津久見市宮本町二十番十五号 津久見市まちづくり課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和三年一月十九日

一 施行者の名称

杵築市

二 都市計画事業の種類及び名称

杵築都市計画下水道事業

杵築市公共下水道事業施行期間

変更前 昭和四十七年九月二十六日から令和三年三月三十一日まで

変更後 昭和四十七年九月二十六日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成五年大分県告示第五百七十六号、平成七年大分県告示第九十七号、平成十二年大分県告示第七百四号、平成十六年大分県告示第七百五十号及び平成二十三年大分県告示第二百八十六号の事業地に、杵築市大字猪尾字畑田、字中道、字砂田、字徳持、字六反田、字阿原、字井手下を加え、同事業地のうち、杵築市大字大内字立岩、字塩浜並びに大字杵築字北浜、字古野、字清水及び字上町並びに大字南杵築字道ノ下、字生地、字フケ、字須賀、字大安寺、字浜、字池ノ内、字近松寺、字三ツ辻、字茶園、字松葉ヶ谷、字丹伏及び字金谷並びに大字本庄字浜及び字森松並びに大字猪尾字中島地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

変更なし

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年一月十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 政党の支部(一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部)

1 政治資金規正法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第一号)	届出年月日
国民民主党 大分県参議院選挙区第1総支部	足立 信也	岐津 佑介	大分市田室町一―八	参議院議員	令 二・九・二三
立憲民主党			別府市東荘園		

大分県第3区 区総支部		武藤 勝彦	増原 寛	町六一	衆議院議員	令二・九・二八
2 国會議員関係政治団体以外の政党の支部						
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日		
国民民主党大分県総支部連合会	足立 信也	長尾 俊範	大分市田室町一一八	令二・一一・一三		
立憲民主党大分県総支部連合会	武藤 勝彦	増原 寛	別府市東莊園町六一	令二・一〇・一		
二 その他の政治団体						
国會議員関係政治団体以外の政治団体						
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日		
岩川義枝後援会	岩川 義枝	岩川 幸造	大分市大道町三一―一四 四コーポ・アイ・五一 〇五号室	令二・一〇・二六		
うつのみや陽子と「共生のまち」をつくる会	宇都宮 陽子	宇都宮 等	大分市東大道三一―一六	令二・九・一四		
衛藤陽平後援会	友成 正路	日隈 一秀	玖珠郡玖珠町帆足三六九 ―一二	令二・一一・一〇		
大分県神谷まさゆき後援会	安東 哲也	友成 正孝	大分市豊饒二―一一―三	令二・一〇・二七		
大分の未来をつくる会	園木 才二郎	稲福 史	大分市中央町四―二―五 六階UAゼンセン大分 県支部内	令二・九・三〇		
大崎栄治後援会	大崎 栄治	大崎 里美	佐伯市大字鶴望三五〇七 ―一三	令二・一二・二一		
小川克巳後援会	野依 不二男	小川 敏幸	玖珠郡九重町大字粟野一 六一―三	令二・一一・一九		
加来あや後援会	加来 史	加来 俊祐	大分市明野高尾一―一〇 ―九	令二・一〇・三〇		
玖珠郡21世紀政治経済研究所	衛藤 陽平	日隈 一秀	玖珠郡玖珠町帆足三六九 ―一二	令二・一一・一〇		
くたらぎせいりゅう後援会	久多良木 貢士	久多良木 清隆	大分市大字福宗二四二六	令二・一二・二一		
くたらぎせいりゅう事務所	久多良木 清隆	久多良木 貢士	大分市長浜町二―一四― 二八―三〇五	令二・一二・二一		
工藤秀典後援会	小野 今朝	羽田野 政	豊後大野市朝地町鳥田一 三七八	令二・一〇・二二		
熊野忠政後援会	熊野 忠政	熊野 忠政	竹田市荻町政所九三七	令二・一二・一六		
こうじなたかひろ後援会	神志那 隆	神志那 邦	大分市上野町一―六―一 〇一号プリメーラコート 神志那	令二・一〇・二一		
たかはし圭一後援会	高橋 圭一	高橋 茂子	佐伯市中の島二―二―四 五	令二・一〇・二		
坪根大吉後援会	坪根 大吉	竹中 雅彦	佐伯市上浦大字津井浦一 一七―一六	令二・一二・一八		
姫野洋三後援会	姫野 洋三	姫野 多美	大分市大字白木二八三四	令二・一〇・二八		
牧たかひろ後援会	牧 貴宏	牧 義弘	大分市高松東一―三―三 七―一	令二・一一・二五		
馬見塚剛後援会	馬見塚 剛	馬見塚 麻	大分市富士見が丘東四― 一七―七	令二・一二・九		
南由美子後援会	南 由美子	松堂 奈津	大分市萩原一―二―四八 第一南セメントビル 一〇五号	令二・一一・二五		
武藤勝彦を囲む会	増原 寛	藤田 久美	別府市東莊園町六一―一	令二・九・一四		

大分県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和三年一月十九日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日	
一 政党の支部					
おおいた維新の会	井上 英孝	主たる事務所の所在地	新 大分市田室町九 一三〇順昌堂ビ ル一〇二号室	旧 大分市田室町九 一三〇順昌堂ビ ル二〇二号室	令 二・一〇・二五
公明党大分第二総支部	吉村 哲彦	代表者の氏名 会計責任者の氏名	吉村 哲彦	佐藤 和彦	令 二・一〇・一八
国民民主党大分県参議院選挙区第1総支部	足立 信也	主たる事務所の所在地	大分市下郡南四 ビル2F ビル2F	大分市田室町一 一八	令 二・一二・二一
国民民主党大分県総支部連合会	足立 信也	主たる事務所の所在地	大分市下郡南四 ビル2階	大分市田室町一 一八	令 二・一二・二一
自由民主党大分県玖珠郡第一支部	濱田 直	代表者の氏名 会計責任者の氏名	濱田 直	濱田 洋	令 二・一〇・一九
自由民主党大分県別府市第十七支	阿部 真一	主たる事務所の所在地	別府市莊園一 一四〇三号	別府市石垣東十 一六一八―三〇 三号	令 二・六・一

自由民主党大分県林政部	井上 明夫	代表者の氏名 会計責任者の氏名	藤本 浩	石井 利郎	令 二・八・二八
自由民主党大分市明治校区支部	山村 一二三	代表者の氏名 会計責任者の氏名	山村 一二三	柴田 治郎	令 二・八・二七
自由民主党玖珠町支部	浅田 健治	代表者の氏名 会計責任者の氏名	秦 亜紀	濱田 洋	令 二・一一・八
自由民主党中津江村支部	大内 啓康	代表者の氏名 会計責任者の氏名	大内 啓康	赤星 仁一郎	令 二・一一・一
自由民主党豊後大野市清川支部	佐藤 徳宣	代表者の氏名 会計責任者の氏名	三浦 正臣	佐藤 二郎	令 二・九・二七
自由民主党豊後大野市清川支部	三浦 正臣	代表者の氏名 会計責任者の氏名	阿部 真二	安部 三郎	令 二・九・二七
自由民主党豊後大野市清川支部	速見郡日出町三 五六二―五	代表者の氏名 会計責任者の氏名	速見郡日出町三 字真那井三四七	速見郡日出町大 字真那井三四七	令 二・一・一
自由民主党豊後大野市清川支部	豊後大野市清川 町白尾四二三― 三	代表者の氏名 会計責任者の氏名	豊後大野市清川 町白尾四二三― 三	豊後大野市清川 町白尾九〇六一	令 二・一・一

令和三年一月十九日

大分県報（選管委告示）



岩川 義枝	大分市議会議員	岩川義枝後援会	大分市大道町三一一一四コーポ・アイ・五〇五号室	令二・一〇・二六	<p>(1) 概要 「措置済」 9件、「措置予定」 1件、「検討中」 1件、「措置不要」 1件</p> <p>(2) 措置の状況</p> <p>公金収納事務に係る措置の状況 (令和2年11月30日現在)</p>	<p>項 田</p> <p>1 事務の効率性及び県民の利便性からみた問題点</p> <p>ア 河川使用料</p>	<p>監査の結果(要旨)</p> <p>(現状)</p> <p>河川使用料については、使用料の徴収に係る事務の約9割が、年度末及び年度当初に集中している。</p> <p>中には年間使用料が数百円のものもあり、複数年度にわたる使用許可を受けている使用者についてこのような少額の徴収を毎年行うことは、現況確認ができるという利点がある一方、事務負担等を考えると効率的な取扱いとはいえないとともに、使用者にとっても手続が複雑である。</p> <p>(検討事項)</p> <p>少額の河川使用料を毎年度徴収することは、申請者及び職員にとつて負担となつており、効率的な取扱いとはいえないことから、複数年度の使用料を一括して徴収するなど徴収方法について検討す</p>	<p>監査対象機関</p> <p>河川課</p>	<p>措置の概要</p> <p>河川の流水占用料等(以下「河川使用料」という。)の徴収方法については、平成28年の河川法施行令(昭和40年政令第14号)の改正により、河川を使用する全期間(最長10年)分の河川使用料を一括して徴収することができることとなり、同時に発出された国土交通省通知により、納付者が毎年度納付又は占用期間分の一括納付のいずれかを選択することも可能となった。</p> <p>県では、同法施行令の改正以降も「一括納付方式」は採用しておらず、従来の「単年度納付方式」を継続してきた。</p> <p>その理由として、第一に、一括納付方式では納付者の納付回数が増えることと増えるといったメリットに對し、納付額の割引がないことなどで一括納付の希望者は少数と判断したためである。</p> <p>第二に、実際に徴収事務</p>				
宇都宮 陽子	大分市議会議員	うつのみや陽子と「共生のまち」をつくる会	大分市東大道町三一一一六	令二・九・一四									
衛藤 陽平	大分県議会議員	玖珠郡21世紀政治経済研究所	玖珠郡玖珠町帆足三六九一―二	令二・一・一〇									
久多良木 清隆	大分市議会議員	くたらぎせいりゅう事務所	大分市長浜町二一一四―二八―三〇五	令二・一・二一									
熊野 忠政	竹田市議会議員	熊野忠政後援会	竹田市荻町政所九三七	令二・一・一〇									
神志那 隆裕	大分市議会議員	こうじなたかひろ後援会	大分市上野町一―六一―〇一号プリメーラコート 神志那	令二・一〇・二一									
牧 貴宏	大分市議会議員	牧たかひろ後援会	大分市高松東一―三三―七一―一	令二・一・二五									
○監 査 公 表													
<p><b>監査委員公表第664号</b></p> <p>令和2年2月20日付け監査第817号の監査結果に関する報告に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。</p> <p>令和3年1月19日</p>													
<p>1 令和元年度行政監査の結果(令和2年2月20日付け監査第817号)に関する報告に基づく措置</p>													
			大分県監査委員 首藤 博文										
			大分県監査委員 長野 恭子										
			大分県監査委員 木付 親次										
			大分県監査委員 原 田 孝司										

令和三年一月十九日

大分県報(選管告示)・監査公表)

	<p>ること。</p>	<p>を行う土木事務所において、納付書交付回数や未入金督促事務が減少する等のメリットが考えられる反面、納付方法についての納付者への確認事務や河川使用者（占有事由）の変更等に伴う使用料の返還及び追徴事務、河川使用料が改正された場合の差額の追徴や返納の事務等、新たな事務作業が発生するデメリットが考えられるためである。さらに、河川使用料の徴収について、納付者の意向により単年度納付と一括納付が混在する可能性があることに加え、毎年度納付しか認められていない道路占用料等もあることから、各種の占用料の間で異なる事務処理も混在することとなり、納付者に対する誤徴収等、事務作業におけるリスクが考えられたためである。</p> <p>しかし、一括納付が単年度納付かの選択については納付者の意向が最も重要であり、占用件数の多い大分・佐伯・日田土木事務所に係る納付者に対し意向調査を行ったところ、一括納付を希望する納付者が多数を占めたことから、納付者が希望する場合に一括納付を可能とするよう河川の流水占用料等の徴収に関する条例（平成12年大分県条例第</p>	<p>九重青少年の家 使用料</p>	<p>（現状） 九重青少年の家使用料は、宿泊料やキャンプ場等の施設使用料を利用者から徴収するもので、収納件数の6割程度を直接収納している。直接収納する場合に発行する大分県会計規則（昭和49年大分県規則第10号。以下「会計規則」という。）に第15号様式（その1）による領収書には、申請者の住所・氏名、金額、納入の内容、収入科目コードなどを手書きで記載しなければならず、利用者を窓口で待たせる要因のひとつになっている。</p> <p>九重青少年の家使用料と同様にキャンプ場等の施設使用料等を徴収している大分県青少年の森使用料及び大分県平成森林公園使用料については、会計規則第191条の規定に基づき、知事の承認を受け、利用許可証に使用料を領収した旨を明示することによって領収書の発</p>	<p>社会教育課</p>	<p>17号）の改正を行う予定であり、条例改正に向けて、12月にパブリック・コメントを実施することとしている。</p> <p>【措置予定】 九重青少年の家使用料の収納については、全て手書きで記載している領収書（会計規則第15号様式（その1））の発行事務が、窓口を混雑させる大きな要因となっていた。そのため、令和2年度から領収書の多くも特に記入項目の多い「納入の内容」の欄にあらかじめ「九重青少年の家〇〇費」のゴム印を押し、利用料金を管理するためエクセルで作成していた「明細書」を別紙として添付すること、窓口業務を簡素化し、混雑の解消につながった。（香々地青少年の家でも導入済み）</p> <p>また、今回推奨のあった大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の領収方法（利用許可証と領収書の一体化）について九重青少年の家でも導入できないか検討を行ったが、九重青少年の家では利用終了時に利用料金を徴収していることや（天候の悪化や体調不良により利用をやめるケースが多いため）、主催事業の参加者が施設利用をする場合は利用許可証を求めていな</p>
--	-------------	---	------------------------	---	--------------	--

<p>行に代える特別の取扱いがなされている（以下同条の規定に基づく知事の承認を「特別承認」という。）。</p> <p>特別承認を受け、また、領収した旨の明示にゴム印を使用して、窓口業務を簡素化することにより、施設利用者が速やかに施設の利用を開始することができようになる。</p>	<p>（検討事項）</p> <p>九重少年の家使用料について、施設利用者が速やかに施設の利用を開始することができるよう、領収書の発行方法について検討すること。</p>	<p>（現状）</p> <p>県税事務所では、領収する手数料は、免税軽油使用者証交付事務と県税関係証明事務の2種類であり、いずれも手数料額は1件あたり400円で、証紙により収入するものである。</p> <p>県税事務所では、証紙の売りさばきを行って、券面額が400円の証紙のみ取り扱っており、当該機関で収入する手数料のため、売りさばきであると考え</p>	<p>いことなどから、利用許可証を領収書に代える取扱への移行は難しいと判断した。</p> <p><b>【措置済】</b></p> <p>県税事務所では、領収する手数料（県税納税証明手数料等）は、大分県使用料及び手数料条例（昭和31年大分県条例第27号。以下「使用料及び手数料条例」という。）、「大分県収入証紙に関する条例（昭和39年大分県条例第23号）及び大分県収入証紙取扱規則（昭和50年大分県規則第19号。以下「収入証紙規則」という。）に基づき、証紙による収入を行っているところである。</p> <p>これらに係る申請について</p>	<p>えられる。申請者のほとんどは県税事務所での証紙を購入していることから、現金の取扱いがなくなる又は減少するという証紙の方法によるメリットが認められない。さらに、現金収納事務に加え、証紙取扱事務が発生しているため、証紙売りさばき収入について領収書の発行人が省略され又は簡略化されていることを考慮しても、証紙の方法によることで期待される効果が認められず、効率的な事務が行われているとは言いがたい状況であった。</p>	<p>（検討事項）</p> <p>県税事務所における事務の手数料について、証紙の方法によることで期待される効果が認められないことから、申請者及び職員にとりより効率的となる収入方法について検討されたい。併せて、領収書の発行方法について、特別承認を受け、簡略化することなど、その発行方法について検討すること。</p>	<p>て、行政書士や税理士等は事前に証紙を一括購入し、複数の申請書と手数料相額を併せて持ち参り、手続により差はあるが、全体の2割を超える件数が証紙持参手続によることある。この場合は現金の受領は不要で、窓口での処理時間が短縮されることから、証紙収入による効果が十分認められる。</p> <p>また、個人の申請者が県税窓口で証紙を購入して手続を行う場合、実質的に現金収入による事務処理と同様の形態であるが、特に当該個人申請者が領収書を希望する場合に限って会計規則第39条の規定による「様式20号様式の2」を手書きで交付しており、実務に際しては大きな事務負担はない状態である。</p> <p>さらに、手数料の収入方法を現金収納のみに変更することも検討したが、証紙の場合には原則不要であった領収書の発行が必須となり、窓口業務に支障を来すおそれがあり、かつ処理時間短縮のために、会計規則第191条により簡略化承認を受けた領収書を発行するための機器の導入が必要となる等、問題点が多いことから、当面は現状の証紙による取扱を継続したい。</p>
<p>ウ 県税事務所における手数料収納事務</p>	<p>（現状）</p> <p>県税事務所では、領収する手数料は、免税軽油使用者証交付事務と県税関係証明事務の2種類であり、いずれも手数料額は1件あたり400円で、証紙により収入するものである。</p> <p>県税事務所では、証紙の売りさばきを行って、券面額が400円の証紙のみ取り扱っており、当該機関で収入する手数料のため、売りさばきであると考え</p>	<p>税務課</p>	<p>県税事務所では、領収する手数料（県税納税証明手数料等）は、大分県使用料及び手数料条例（昭和31年大分県条例第27号。以下「使用料及び手数料条例」という。）、「大分県収入証紙に関する条例（昭和39年大分県条例第23号）及び大分県収入証紙取扱規則（昭和50年大分県規則第19号。以下「収入証紙規則」という。）に基づき、証紙による収入を行っているところである。</p> <p>これらに係る申請について</p>	<p>（検討事項）</p> <p>県税事務所における事務の手数料について、証紙の方法によることで期待される効果が認められないことから、申請者及び職員にとりより効率的となる収入方法について検討されたい。併せて、領収書の発行方法について、特別承認を受け、簡略化することなど、その発行方法について検討すること。</p>	<p>て、行政書士や税理士等は事前に証紙を一括購入し、複数の申請書と手数料相額を併せて持ち参り、手続により差はあるが、全体の2割を超える件数が証紙持参手続によることある。この場合は現金の受領は不要で、窓口での処理時間が短縮されることから、証紙収入による効果が十分認められる。</p> <p>また、個人の申請者が県税窓口で証紙を購入して手続を行う場合、実質的に現金収入による事務処理と同様の形態であるが、特に当該個人申請者が領収書を希望する場合に限って会計規則第39条の規定による「様式20号様式の2」を手書きで交付しており、実務に際しては大きな事務負担はない状態である。</p> <p>さらに、手数料の収入方法を現金収納のみに変更することも検討したが、証紙の場合には原則不要であった領収書の発行が必須となり、窓口業務に支障を来すおそれがあり、かつ処理時間短縮のために、会計規則第191条により簡略化承認を受けた領収書を発行するための機器の導入が必要となる等、問題点が多いことから、当面は現状の証紙による取扱を継続したい。</p>	

		畜産振興課	<p>なお、令和2年3月に策定した大分県行財政改革推進計画（以下「行財政改革計画」という。）において「行政手続の100%電子化」を推進することとされており、今後は電子申請や電子納付（キヤッシュレス）等について、県民の利便性向上に向け、関係課とともに検討したい。</p> <p><b>【措置不要】</b></p>	エ 家畜保健衛生所における手数料収納事務	<p>(現状) 家畜保健衛生所には、手数料を証紙の方法により収入する事務(家畜診療及び検査事務並びに家畜保健衛生所の衛生事務(診断書等の交付))と手数料を直接収納する事務(家畜伝染病予防事務及び薬務関係事務(動物用医薬品販売関係の許可等))とが混在している。</p> <p>このうち、手数料を証紙の方法により収入する家畜診療及び検査事務では、検査を行う農場等で職員が申請者から手数料相当額を現金を預かり、これを帰って申請者に代わって証紙を購入し、申請書に貼付している。</p>		<p>家畜保健衛生所には、家畜人工授精関係事務、家畜診療及び検査事務、家畜保健衛生所の衛生事務、家畜伝染病予防事務、乗務関係事務の手数料収納事務が存在する。</p> <p>これらのうち、家畜人工授精関係事務、家畜診療及び検査事務、家畜保健衛生所の衛生事務については、使用料及び手数料条例及び証紙収入としており、家畜伝染病予防事務、乗務関係事務については使用料及び手数料条例に基づいて現金収入としている。</p> <p>現状、証紙収入事務においては、検査を行う農場等で職員が預かり証を発行したうえで現金を受け取り、申請者に代わって証紙を購入し、申請書に貼り付けているという対応も採っているが、申請者の便宜を図るた</p>
2 事務の適正性からみた問題点	<p>一方、手数料を直接収納する家畜伝染病予防事務でも、同様に検査を行う農場等で現金の授受が行われるが、こちらは、金銭出納員である職員が旅行先で手数料を直接収納する取扱いである。</p> <p>(検討事項) 手数料の収入の方法を異にする事務が混在していることが、家畜保健衛生所における手数料収納事務を複雑にしていることから、家畜保健衛生所の手数料の収入方法について、事務の効率性の観点から検討すること。</p>	港湾課	<p>め実施しているものである。今回指摘があった、家畜保健衛生所における手数料収納事務が複雑となっていることへの対応については、家畜保健衛生所では手数料収納事務の種類が多いため、誤りなく適切に事務が執行できるよう、従来から一覧表を作成し、各年度当初に改定してきたところであり、令和元年12月には変更があった金額の他、検査内容が分かりやすいように詳細に記載し、より一層の改善を図っているところである。</p> <p>このため、県民の負担軽減の維持の観点から当面は現行の体制を維持することとした。</p> <p>なお、今後、行財政改革計画に基づき、会計管理局と連携し、手数料納付についての令和5年度末までの電子化について検討を進めることとした。</p> <p><b>【措置済】</b></p>		<p>(現状) 係船料の徴収は、窓口で申請受付を行い、使用許可の後、納入を徴収するほか、現地で土</p>	港湾課	<p>現在、港湾使用料については、納入通知書によるほか、事前申請がなく、船舶が一時的に寄港し、時間を経ずに出港する場合などは港湾利用者が土木事務所ま</p>
ア 港湾使用料							



<p>木巡視員等が使用料を直接徴収する方法などがある。</p> <p>現地で土木巡視員等が使用料を直接徴収する場合において、大分県港湾施設管理条例施行規則（昭和51年大分県規則第32号。以下「港湾管理規則」という。）で規定した申請書の提出や許可書の交付を省略し、領収書のみ交付するなど、不適正な事務処理を行っている事例が見受けられた。</p> <p>（改善事項） 土木巡視員等が現地において直接徴収する港湾使用料について、利用者の利便性を踏まえ、適正な徴収方法を整理の上、土木事務所に適正な事務処理を徹底すること。</p>	<p>で出向いて港湾使用料を支払う余裕がないため、港湾利用者の利便性を図り、徴収漏れを防止するためにも港湾巡視員が現地で使用料を直接徴収している。（港湾管理規則第8条第1項） 今回の指摘を受け、対象の8土木事務所に対し、当該巡視員が直接徴収する場合の事務処理状況を確認したところ、別府土木事務所と佐伯土木事務所以下のとおり不適正な処理が確認された。</p> <p>まず別府土木事務所では、港湾管理規則第3条第3項に規定されている港湾施設使用許可申請書を受領していないこと、かつ港湾施設使用許可書の要件を満たす領収証への許可済印の押印を怠っていたものである。</p> <p>また、佐伯土木事務所では、当該規則に定められた様式ではない独自の申請書と許可書を使用していたものである。</p> <p>そのため、昨年度、上記2土木事務所に対し、当該規則に基づく適正な事務処理を徹底するよう指導した。</p> <p>これを受け、今年度申請者から收受した当該申請書に許可済印を押しした写しを当該2土木事務所から港湾課に提出させ、事務処理</p>	<p>イ 食品衛生許可等事務</p> <p>（現状） 収入証紙規則第11条では、申請書等を受理した者は、当該証紙を貼った紙面にかけて消印により鮮明に消印しなければならぬとし、消印をしたときは証紙消印実績簿（収入証紙規則第12号様式）に必要な事項を記載しなければならないとしている。証紙消印実績簿については、事務処理の簡素化を図るなどのため事務ごとに独自の様式を作成している例が見受けられたが、このことについて、用度管財課は、証紙消印実績簿の記載事項が全て記載できるものであれば問題ないとしている。</p> <p>食品衛生許可等事務では、情報資産を持ち出す際の記載を簡略化するため、証紙消印実績簿と情報資産持ち出し管理簿を兼ねた申請</p>	<p>東部保健所国東保健部</p>	<p>が適正に実施されていることを確認した。</p> <p>なお、今後は利用者の利便性の一層の向上を図るため、電子申請等について関係各課と協議していきたい。</p> <p>【措置済】</p> <p>東部保健所国東保健部において、食品衛生営業許可申請を受理する際に、その手数料を県証紙により徴収し、収入証紙規則に従って、証紙を消印して申請書処理簿兼消印実績簿（食品・生活衛生課作成様式）に受付日、業種、申請者名、屋号及び金額を記載している。</p> <p>食品衛生許可事務の対象となる営業許可には、固定店舗等の通常の営業許可の他に、祭典等における一時営業許可がある。</p> <p>通常の営業許可の場合、申請を受理した後に食品衛生監視員が現地調査を行うが、情報資産（申請書及び施設の図面）を所属外に持ち出すため、情報資産持ち出し管理簿を兼ねた当該実績簿に食品衛生監視員が押印している。</p> <p>一時営業許可の場合には、祭典等当日まで施設が設置されない場合、現地調査に代えて書面審査を行っている。</p>
---	---	---	-------------------	---

<p>書処理簿兼消印実績簿（食品・生活衛生課が作成した様式）が使用されている。 しかし、東部保健所国東保健部では、情報資産を持ち出す場合のみ当該帳簿に記載すればよいと誤認していたため、現地調査を要しなかった一時営業許可の消印実績を記載していなかった。</p> <p>（改善事項） 食品衛生許可等事務において証紙の消印を処理簿兼消印実績簿に必要な事項を記載すること。</p>	<p>東部保健所国東保健部では、情報資産を持ち出す場合のみ当該実績簿に記載すればよいと誤認し、現地調査を要しなかった一時営業許可の消印実績を記載していなかった。</p> <p>今回の指摘を受け、一時営業許可についても、当該実績簿に消印実績を記載するようにした。 【措置済】</p>	<p>用度管財課</p>	<p>「大分県収入証紙取扱事務のてびき」の別表1については、証紙交付簿等の関係書類の確認及び直接の聞き取りを行うことにより証紙を売りさばく県の機関を正確に把握し、別表から証紙を売りさばいていない県の機関を削除した改訂版を令和2年2月に発行した。今後は、毎年度関係書類の確認や直接の聞き取りにより、証紙を売りさばく県の機関の正確な把握を行い、再発防止に努める。 【措置済】</p>	<p>エ 証紙の受払報告</p>	<p>証紙制度を所管する機関として、証紙を売りさばっている県の機関の状況を正確に把握するとともに、再発防止について検討すること。</p> <p>（現状） 収入証紙規則第12条は、出納員等は毎年度3月31日現在の証紙の出納状況を証紙受払報告書により翌年度の4月10日までに知事に報告しなければならぬと規定しているが、証紙売りさばき機関から提出された証紙受払報告書の内容を証紙の管理業務に活用することはないと、提出の有無の確認さえ行っていない。</p> <p>（検討事項） 証紙売りさばき機関が証紙受払報告書を提出していることと認められることから、用度管財課は、当該報告を求めるとの必要性的について検証し、今後の取扱いについて検討すること。</p>	<p>用度管財課</p>	<p>証紙受払報告書は、昭和50年4月に収入証紙規則の改正を行った際、在庫調整や証紙印刷の際の基礎資料として活用することを目的に設けられたものであり、現在では用度管財課が作成する証紙交付簿により代替が可能であることから、証紙受払報告書の廃止に向け検討することとしたい。 なお、当該規則の改正には、類似の規定が設けられている九州各県の活用状況や証紙受払報告書の廃止に伴う他法令への影響などの把握が必要なことから、これらの課題を十分精査した上で、最終的な対応を行う。 【検討中】</p>
<p>ウ 証紙を売りさばく県の機関の把握</p>	<p>（現状） 「大分県収入証紙取扱事務のてびき」の別表1に記載されている証紙を売りさばく県の機関のうち農林水産研究指導センター畜産研究所、中津教育事務所、佐伯教育事務所、竹田教育事務所及び日田教育事務所では、現在証紙売りさばきを行うっておらず、このことを用度管財課は把握していない。</p> <p>（検討事項）</p>	<p>用度管財課</p>	<p>「大分県収入証紙取扱事務のてびき」の別表1については、証紙交付簿等の関係書類の確認及び直接の聞き取りを行うことにより証紙を売りさばく県の機関を正確に把握し、別表から証紙を売りさばいていない県の機関を削除した改訂版を令和2年2月に発行した。今後は、毎年度関係書類の確認や直接の聞き取りにより、証紙を売りさばく県の機関の正確な把握を行い、再発防止に努める。 【措置済】</p>	<p>オ 釣銭資金の交付</p>	<p>（現状） 会計規則第99条の2</p>	<p>佐伯豊南高等学校 三重総合高等学校</p>	<p>各県立学校に対して、教育財務課から卒業証明等の</p>

<p>では、会計管理者は、現金を収納する際に必要な釣銭に充てらるため、歳計現金の一部(以下「釣銭資金」という。)を出納員及び金銭出納員に交付し、保管させることができるとしている。この規定は、直接収納において、釣銭に公金以外の金銭を用いることは適切な取扱いとはいえず、現金事故の原因になる可能性もあることから、設けられたものである。該当する各高等学校では、卒業証明等の証明手数料や生産物売払収入を直接収納する頻度が高く、釣銭を必要とする機会が多いものと認められるが、釣銭資金の交付を受けていなかった。</p> <p>(検討事項) 公金の適切な管理という観点から、釣銭資金の交付を受けることについて検討すること。</p>	<p>玫瑰美山高等学校</p>	<p>証明手数料や生産物売払収入に係る事務手続きにおいて釣銭を必要とする場合は、釣銭資金の交付を申請するよう通知した。(令和2年3月23日付け教委教財第2333号、令和2年7月20日付け教委教財第839号) その結果、釣銭を必要とする全ての学校が、釣銭資金の交付申請を行った。今後は、交付を受けた釣銭資金の管理も含め、公金の適正な管理を行うよう指導していく。</p> <p><b>【措置済】</b></p>	<p>認められた。</p> <p>また、現金を取り扱う機関では、現金事故を防ぐため指定金融機関等にはほぼ毎日払込みに行くなど、現金管理が職員の負担になつてきている事例が見られた。そのほか、事故防止や業務軽減を目的とした証紙による納付では、同じ窓口で現金と証紙を取り扱い、証紙制度の趣旨が十分に活かされていない事例も見られた。</p> <p>このように、依然として現金管理が継続しているのは、職員の人件費などの行政コストを考慮していないことが一因であり、現金管理コスト削減のためキャッシュレス化が加速している民間事業者と大きく異なる点である。民間では、モバイル型クレジットカード決済を中心とした新たなキャッシュレス決済サービスも次々と登場している。本県でも電子申請・電子納付が進むと、例えば、原有施設の使用についてインターネット上で申込みから支払まで可能となり、利用者と職員双方の負担が大幅に軽減される。さらに、インターネット上で申込みのキャンセルを管理することで、利用率の向上も期待される。</p> <p>本県では、情報通信技術の活用による県民・企業に対する行政サービスや行政事務の効率化・高度化の実現を目指して大分県電子県庁推進本部(以下「電子本部」という。)を設置し、県を挙げて取り組むため本部長は副知事としてしている。電子本部には、情報セキュリティや情報システム構築などの課題ごとに部会が設置され、電子本部及び各部会の事務局は情報政策課が所管している。</p>	<p>「行政手続の100%電子化」を掲げ、知事をトップとする行政改革推進本部(以下「行革本部」という)、副知事をトップとする電子県庁推進本部(電子本部)のもと、各部署が連携して電子化に取り組みこととした。</p> <p>具体的に7月には、行政企画課が法令に基づいた県の全ての行政手続(約4,800件)を調査し、行革本部において、全体の約98%を占める年間申請件数100件以上の行政手続を集約的に電子化していくことを決定した。</p> <p>さらに8月には、電子本部において、より詳細なスケジュールを示し、押印不要・手数料等必要な手続については、できる限り令和2年度中に、条例・規則改正が必要な手続は令和3年度までに、法改正や手数料等納付が必要な手続は令和5年度までに電子化を終えることを決定した。</p> <p>これらの決定事項に基づき、今後は行政企画課が改めて令和2年度中に電子化が可能な行政手続を洗い出すとともに、情報政策課において順次電子化を実施していくこととした。また、電子納付について</p>
<p>ま と め</p> <p>監査対象機関においては、不適正な使用許可手続により使用料を徴収しているなどの改善を要する事例や、少額の使用料を毎年度徴収するため申請者、職員双方に負担となつているなどの検討を要する事例が確認</p>	<p>監査対象機関</p> <p>行政企画課</p>	<p>措置の概要</p> <p>各種申請や手数料等の納付手続の電子化(電子申請、電子収納)については、令和2年3月に策定した行財政改革計画に</p>	<p>しかし、部会ごとに担当課が異なる中、組織管理の権限を所管せず、電子本部において情報化技術に係る権限のみを有する情報政策課が、単独で事務局を担って全体を</p>	

<p>統括できるのか、全庁組織で行政手続の電子化の推進に取り組むという電子本部設置の趣旨からすると、責任と権限が曖昧な中で、その実効性が懸念されることである。</p> <p>また、電子納付の推進に当たっては、組織管理を所管する行政企画課の主導のもと、情報政策課、会計課及び審査・指導室が関係機関と連携して対応することとしているが、電子本部の中でスピード感を持って進められていくのか疑問が残る。</p> <p>このようなことから、電子本部の組織体制や所掌事務等の見直しを行った上で、県民等の利便性や業務の安全性・効率性の向上のため、一刻も早い電子申請・電子納付の本格実施を望むものである。</p>		<p>では、令和5年度末の運用開始を目指す「新財務会計システム」の開発の中で、県民の利便性向上や現金取扱いいによる事故防止等の観点から、6月に「財務会計システム部会」を設置し、全庁的に導入を検討しているところである。</p> <p>今後とも、行財政改革計画で定めた内容について、スピード感を持って全庁的に作業を進めていく。</p> <p><b>【措置済】</b></p>	
---	--	---	--